

■議案第16号 四万十町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 について

【要旨】

この条例改正は、平成28年8月8日付けの人事院勧告に伴い、地方公務員に適用される「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第95号）」が公布され、民間や国家公務員と同様に地方公務員についても、①介護休暇の分割取得、②介護時間を新設、③法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する場合も育児休業等の対象とすること等が制度化されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

【改正の内容】

（１） 介護休暇の分割

- ・ 職員の申出に基づき、町長が指定期間（職員が介護休暇を請求できる期間）を指定します。
- ・ 指定期間は、人事院規則の定めるところにより、1の要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6月以下の範囲内で指定します。
- ・ 経過措置として、改正の日に介護休暇の初日から起算して6月を経過していない者についても、改正の日後に残余の期間を分割して取得できるよう措置します。

（２） 介護時間の新設

- ・ 日常的な介護ニーズに対応するため、町長が、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で、勤務しないこと（介護時間）を承認できる仕組みを新設（公務の運営に支障がある時間については承認しないことが可能）します。
- ・ 介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とします。

（３） 育児休業等に係る子の範囲の拡大

- ・ 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を、
 - ①職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子
 - ②里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子（平成29年4月1日以降は、養子縁組里親である職員に委託されている子）
 - ③その他これらに準ずる者として人事院規則で定める子といった法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大します。

【施行期日】

条例の公布の日から施行します。